

建設業様向け

付録

30日の閣議決定で 何が変わるのか？



建設分野で外国人の受け入れルール大きく変わった！

特定技能 建設の業務3区分へ再編 関連作業も可能に 国交省

2022.09.08 【労働新聞 ニュース】



○ 評価試験はJACが一括

国土交通省は、8月末の閣議決定で建設業における特定技能1号の業務区分が再編されたのに伴い、技能の評価試験の枠組みを刷新する。これまでは専門工事業団体が各業務の試験実施機関となっていたが、今後は建設技能人材機構（JAC）が一括して行う。業務単位だった19区分は「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に見直され、1つの区分の試験に合格すれば、その区分内に関連する7～18業務に従事可能となる。従来は対象外だった電気工事などの業務も特定技能で活用できる。



外国人を受け入れできる職種に制限がある、、、

外国人財が集まらない、、、

外国人が従事できる業務が限定的、、、



これからの外国人採用



どんな職種でも受け入れ可能！

外国人財の募集が楽に！

外国人が多能工のように働ける！



変更点① | 職種制限がなくなった



全ての建設業種で特定技能外国人の受け入れが可能！

変更前

19の業種でのみ受け入れ可能

- ・ 型枠施工
- ・ 左官
- ・ コンクリート圧送
- ・ トンネル推進工
- ・ 建設機械施工
- ・ 鉄筋施工
- ・ 鉄筋継手
- ・ 内装仕上げ/表装 ・ とび、建築大工
- ・ 配管
- ・ 建築板金
- ・ 保温保冷
- ・ 吹付ウレタン断熱
- ・ 海洋土木工

変更後

建設業許可を受けている
全ての業種で受け入れ可能

変更点② | 人材が集めやすくなった



採用できる人材の幅が広がり 人材募集が楽になった!

変更前

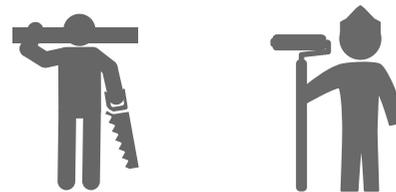
道路舗装作業員の募集をする場合



道路舗装経験者のみ採用可能

変更後

道路舗装作業員の募集をする場合



大工や塗装経験者など
採用できる人材の幅が広い

変更点③ | 仕事の幅が広がった



外国人が**多能工**のように働くことが可能！

変更前



道路舗装業務のみ従事可



変更後



大工、塗装、道路舗装など
様々な業務に従事可

新特定技能業務区分



土木



さく井工事業
舗装工事業
しゅんせつ工事業
造園工事業
大工工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
塗装工事業
防水工事業
石工事業
機械器具設置工事業

建築



大工工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
塗装工事業
防水工事業
石工事業
機械器具設置工事業
内装仕上工事業
建具工事業
左官工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
清掃施設工事業
屋根工事業
ガラス工事業
解体工事業
板金工事業
熱絶縁工事業
管工事業

ライフライン 設備



板金工事業
熱絶縁工事業
管工事業
電気工事業
電気通信工事業
水道施設工事業
消防施設工事業



外国人採用のライバルが少ない今がチャンス！！
ぜひこの機会に外国人採用をご検討をされてはいかがでしょうか？

会社概要

外国人と日本人が“一緒に働けてよかった”を創る

社名 株式会社JJS

本社 東京都豊島区巣鴨2-12-3旭本館ビル301

電話番号 03-5944-5860

代表者 代表取締役社長 松里 優祐

事業内容 外国人専門教育スクール「JapanJobSchool」の運営
採用コンサルティング
人材紹介事業（許可番号：13-ユ-310323）
人材派遣事業（許可番号：派13-316052）
登録支援事業（許可番号：20登-004251）

WEBサイト <https://corp-japanjobschool.com/company>

